

◎岡山県告示第四百十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次のとおり指定する。

なお、指定区域の台帳は、岡山県環境文化庁循環型社会推進課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地の区域

一般廃棄物の最終処分場に係る埋立地

- (1) 久米郡美咲町打穴西字深谷一七一二番の一部、同字中畝一七一三番一の一部、一七一三番二の一部、同字芝一七五六番一の一部、同字深塔一七五七番の一部、一七五八番の一部
- (2) 久米郡美咲町打穴西字芝一七五六番一の一部、同字深塔一七五八番の一部、同字才ノ前一七五九番の一部

二 備考

- 1 指定区域の位置の詳細は省略し、指定区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。
- 2 一の区域については、平成二十八年六月二十二日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。